

平成 27 年度事業計画

群馬県交通安全協会は、平成 26 年 4 月 1 日付けをもって、一般財団法人から公益財団法人へ移行し、平成 27 年度は新法人として 2 年目を踏み出すことになる。

当協会が推進した平成 26 年度の実業は、「平成 26 年度群馬県交通安全協会事業計画」に基づき、群馬県及び群馬県警察の指導の下、関係機関・団体と連携を密にし、地域に根ざした各種の交通安全対策を積極的に推進した。

その結果、平成 26 年中の県内における交通事故情勢は、発生件数をはじめ、死者数及び負傷者数のいずれも、前年と比較して減少させ、発生件数、負傷者数はともに 10 年連続で減少させることができた。

特に、死者数の 67 人は、前年比 6 人と減少するに至り、昭和 28 年から開始した本県の統計史上、2 年連続で最少記録を更新するという大きな成果を残すことができた。

しかしながら、当県においても高齢化社会が加速する中、全死者に占める高齢者の割合が 6 割以上であるほか、高齢者が加害者となる交通事故も増加していることに加え、人口 10 万人当たりの交通事故発生率や初心運転者事故率が全国ワースト上位を占めるなど、県内の交通情勢は依然として厳しい環境にある。

平成 27 年度、当協会としてはこの厳しい交通情勢を踏まえつつ、本会が事業目的として掲げる「民間の交通安全活動推進の中核的な組織として、群馬県内の道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るための事業を推進するなど、県民が交通事故のない安全で安心して暮らせる交通社会の実現に寄与する。」との方針を積極的に推進する。

更に、群馬県交通安全計画に示された目標のほか、昨年 12 月 22 日に施行された群馬県交通安全条例などを具現するため、来年度も群馬県・群馬県警察及び関係機関・団体等との連携を密にしながら、地域に根ざした公共性の高い各種の交通安全対策を積極的に推進する。

第 1 交通安全活動の推進、普及・啓発事業（公益目的事業 1）

1 交通安全活動の推進事業

一瞬にして人の尊い命を奪い、平和な暮らしを壊してしまう交通事故を無く

すことは、県民すべての切実な願いである。当交通安全協会は人命を尊重するという理念の下、県民一人一人が交通ルールを理解した上でこれを遵守し、交通マナーを高めて実践する交通社会の実現を目指すため、世代を問わず全ての人を対象とした交通事故防止活動を行う。

(1) 幼児、児童・生徒

ア 幼稚園児・保育園児を対象とした交通安全教室

当協会と（公財）群馬県防犯協会との共催による「G－F I V Eと学ぼう めぎせ 安全 園児たち」では、人気キャラクター「超速戦士G－F I V E」をはじめ、着ぐるみ、腹話術、紙芝居など女性部特有の活動の他、パトカー・白バイの展示等、子どもの興味を引きつける方法により、「命の大切さ（命はひとつしかない）」を意識づける交通安全指導を行い、子どもの交通事故防止を図る。

また、その安全教育の様様をテレビ放映し、視聴者に対する周知などを行い、交通安全意識への醸成と啓発を行う。

イ 夏休み交通安全教室、交通安全クリスマス会

群馬県総合交通センターにおいて、群馬県警察が行う新入学児童と交通安全教室、夏休み及びクリスマス等、各季の交通安全イベントを支援し、幼児、児童及びその保護者を対象とした交通安全教育を行う。

ウ 新入学小学生等に対する交通安全教育

平成26年度から県内すべての新入学一年生を対象に、学童用交通安全傘（黄色）を購入・配付することとしたが、本年度もこの施策を定着させるため、当協会女性部員が入学式等の機会を利用して黄色傘を配布し、交通安全教育を実施しながら、通学路における安全な歩行方法や交通マナーの実践を図る。

エ 小・中学校における自転車交通安全教室

各警察署、群馬県自転車協同組合等と連携し、交通安全小冊子（約2万冊）を配布するなど、小・中学校において対象に応じた交通講話や実技指導などの「自転車交通安全教室」を開催して、交通ルールや自転車の安全な乗り方などの指導を行い、学童の自転車事故防止に努める。

オ 高校生に対する実技講習会

群馬県、群馬県自転車協同組合、各警察署と連携し、自転車・バイク通学を許可されている高校生を対象とした交通安全講話や実技講習会を開催して、二人乗り、傘差し及び運転中の携帯電話・ヘッドフォンの使用等の危険性を理解させるとともに、安全運転技術の指導などを行い、高校生の交通事故防止を図る。

昨年10月には群馬県交通安全条例が制定され、関係機関ではバイクの3ない運動を見直す動きもあるが、3ない運動適用除外者に対する各地区ごとの二輪車講習会を実施する。

(2) 高齢者

ア 高齢者宅家庭訪問指導

運転免許を持たない高齢者や、老人クラブの各種活動などにも加入せず、地域の行事等にも参加が消極的な高齢者は、安全教育を受ける機会に恵まれていないケースが多い。

こうした高齢者は、横断歩行中や自転車乗車中に交通事故の被害に遭うことが多いことから、女性部員が中心となって、地域特性に応じた高齢者家庭を戸別訪問し、反射材やチラシを配布の上、ワンポイントアドバイスを行うなど、高齢者の交通事故を防止するため、きめ細かな安全指導を行う。

イ 足元に生命（いのち）の発信運動

夜間における歩行中の事故は、反射材を身につけていないことが多く、こうした事故を防止するため、街頭指導や交通イベントなどの際、その場で本人が履いている靴などに反射材を貼付する「足元に生命（いのち）の発信運動」を積極的に展開し、高齢者の交通事故防止を図る。

ウ 出前式交通安全教育

高齢者が参加する地域座談会や高齢者学級等の機会を利用し、当協会の安全教育者「ふれあい号」を派遣して、搭載検査機器により、動体視力計、夜間視力計及び歩行トレーナーなどの体験、検査を行う。

参加者には検査結果に基づいて、加齢による反射神経の衰えを指導したり、横断歩行トレーナーによる安全な道路横断方法の体験などにより、高齢者の交通事故防止を図る。

(3) 自転車運転者

ア 交通安全子供自転車群馬県大会

群馬県、群馬県警察、群馬県教育委員会、群馬県自転車協同組合との共催により、「交通安全子供自転車群馬県大会」を開催し、学科試験及び実技の競技を通じて、小学生に自転車の安全な乗り方を体得させるとともに、交通安全に関する知識を高め、自転車による交通事故防止を図る。

大会の成績優秀チームには、群馬県知事賞、群馬県警察本部長賞、群馬県教育委員会教育長賞及び群馬県交通安全協会理事長賞等を贈呈するほか、優勝チームについては、東京で開催される「交通安全子供自転車全国大会」に出場させる。

本年は記念すべき50回大会となることから、記念大会にふさわしく優勝旗を新調するとともに、記念品の見直しを行うなど、参加選手の出場意欲と競技のレベルアップを図る。

イ 高齢者自転車大会

群馬県、群馬県警察及び群馬県自転車協同組合等との共催により開催する高齢者自転車大会は、本年で第6回を迎えて県下に定着してきている。

この大会では、自転車の実技による競技と学科試験を通じて、高齢者に自転車の安全な乗り方の習慣付けを目的として開催し、高齢者の自転車による交通事故防止を図る。

ウ 自転車安全教育指導者の育成

交通安全子供自転車群馬県大会、高齢者自転車大会の開催には、各地域から出場するチームの指導者育成や理解者を得ることが不可欠である。

各地区における指導者や多くの理解者による応援を得ながら、本大会の円滑な開催のほか、各地で日常的に行われている自転車交通安全教室の内容充実を図るため、自転車安全教育指導者講習会を開催し、指導技能のレベルアップを図る。

(4) 二輪車運転者

ア 二輪車安全運転講習会（グッドライダーミーティング群馬）

毎年2回、春と秋の全国交通安全運動期間中に、二輪運転者の参加を募り、群馬県総合交通センターにおいて実施している。

同講習会は、日本二輪車普及安全協会や群馬県警察交通機動隊等の指導の下、自動二輪免許又は原動機付免許保有者を対象として、二輪車安全運転講習会「グッドライダーミーティング群馬」を開催する。

講習会では、交機隊員や地区の二輪指導員が指導員となり、参加者に対しバランス走行、コーナーリング、ブレーキング等の課題を通じ、自己の技量の把握と運転技術の向上を図り、交通ルールと交通マナーを重んじるグッドライダーを育成する。

イ 二輪車安全運転群馬県大会

毎年5月中旬に、二輪車運転者の安全運転技能の向上と交通安全意識の啓発を図り、二輪車の交通事故を防止することを目的として、「二輪車安全運転群馬県大会」を開催する。

この大会の上位入賞者に対しては、特別訓練を計画して実施の上、各クラス（4クラス）の最優秀者を選考して、「二輪車安全運転全国大会」へ派遣する。

ウ 二輪車安全運転指導者の育成

二輪車安全運転群馬県大会や事業所・高校における二輪車安全運転講習会において、直接指導に当たる指導員を育成するため、全日本交通安全協会が開催する特別指導員中央研修会に参加させる。

(5) 四輪運転者

ア セーフティートレーニング

運転免許試験場において、毎年実施している四輪車運転者を対象とした安全運転講習会である。

日本自動車連盟、全日本交通安全協会、日本自動車工業会との共催により、一般ドライバーを対象とした安全運転講習会「セーフティートレーニング」を全国各地で開催し、本県開催でも関東近県から多くの参加者がある。

この講習会は、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）群馬支部と当協会が実施主体として開催し、一般ドライバーを対象に「走る・曲がる・止まる」「見る・判断する・操作する」等を体験させることで、その重要性を再確認させ、安全意識の醸成を図る。

イ 夕暮れ時の早めのライト点灯等・反射材用品活用促進

～主たる施策は上州ぴかっと運動～

夕暮れ時や夜間における交通事故が多発していることから、運転者に対しては夕暮れ時における早めのライト点灯や、夜間におけるハイビーム（上向き）励行の実践を図る。

また、歩行者・自転車利用者には、明るい色の服装着用と各種反射材用品の活用を促進し、夕暮れ時や夜間における交通事故の防止を図る。

ウ 一斉街頭指導

地区交通安全協会では、各季の交通安全運動期間中や交通事故多発に伴う特別対策実施期間中に、警察署を始めとする交通関係機関・団体と連携し、幹線道路や主要交差点付近において、一斉街頭指導を実施するなど道路利用者に安全活動を推進する。

こうした安全活動を通じて、交通安全チラシ、女性部員手作りの交通安全マスコット等の広報啓発物品を配布の上、ドライバーに安全運転の呼びかけを行う。

エ 高齢者・初心者しあわせドライブ

群馬県、群馬県警察等と連携の上、自動車を運転する機会が多い高齢者、又は初心運転者を含む3人1組によりチームを組んで、100日間の無事故・無違反の達成を目指す高齢者・初心者しあわせドライブを実施する。

これまで高齢運転者の事故防止が中心であったが、本年度からチームの中に初心運転者を加え、幅広い年齢層を対象として交通事故防止を図る。

この運動は、参加チームの達成可能な目標を定めて、達成チームには抽選で豪華景品が当たることから、年々応募者が増加など幅広い年齢層の交通事故防止に寄与している。

2 普及・啓発事業

当協会は、ドライバーはもとより、道路を利用する全ての県民が、交通安全意識の醸成や交通ルールの遵守及び交通マナーの実践により、交通事故のない安全で快適な交通社会を実現するための普及・啓発活動を行う。

(1) 広報媒体を利用した活動

ア 機関誌・広報誌

交通安全協会の活動内容や道路交通法の改正要点等を掲載した機関誌「交通安全ぐんま」を発行するとともに、その内容については当協会のホームページにも掲載する。

また、各地区交通安全協会においても、地域に密着した広報誌を定期的に発行して、関係機関や各戸に配布することにより、タイムリーな情報、施策を発信し、交通安全思想の普及・啓発を図る。

イ マスメディアの活用

年間を通じて新聞によるスポット広報を行うほか、各季の交通安全運動や交通死亡事故多発に伴う緊急対策等の実施に際しては、群馬テレビ、FM群馬、新聞等のマスメディアを活用した重点的な広報を行う。

こうした広報媒体を通じて、県民への交通安全運動及び交通安全施策などの周知と、交通事故防止に向けての意識付けを行う。

ウ 飲酒運転の根絶

重大事故に直結し悪質な飲酒運転の根絶を図るため、群馬県警察が実施する飲酒運転根絶キャンペーンに協力し、各警察署との合同による酒類提供飲食店への立ち寄り指導や、飲酒運転根絶に向けての運動を積極的に実施する。

また、飲酒する機会には、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決めるなど、仲間を安全に自宅まで送り届ける「ハンドルキーパー運動」を推奨し、その周知・普及を図る。

エ 思いやり通報運動

夜間に徘徊し、保護を必要としている高齢者や路上寝そべり等、交通上の危険者を発見した場合、積極的な保護・誘導するとともに、110番通報する「思いやり通報運動」を主唱し、キャンペーンポスター、チラシの作成・配布により、県民への普及・啓発を図る。

オ 暴走族追放強調運動の広報等

暴走族を許さない社会環境と暴走族追放気運を醸成するために、関係機関・団体と連携し、「暴走を しない させない 見に行かない」のポスター・チラシ等を作成して配布するなど、積極的な広報活動を推進する。

(2) 各季の交通安全運動等の推進

ア 総決起大会、パレード

地区交通安全協会においては、各季の交通安全運動期間中、市町村、警察署及び関係機関等と連携の上、交通安全運動総決起大会、交通安全パレード等を実施し、県民に対し交通安全運動の実施を周知するとともに、交通安全意識の高揚を図る。

イ 街頭指導、車両広報

各季の交通安全運動期間を始め、毎月1日の県民交通安全日、15日の自転車マナーアップデー、25日の高齢者交通安全日には、交通安全協会役員、職員等による街頭指導や広報車による網の目広報を実施し、安全意識を高めながら、交通事故防止への注意喚起を行う。

また、県内幹線道路を中心に公共バスを利用したラッピング広報を行うことにより、通行車両及び同利用者等に交通安全を呼びかける。

ウ 女性部2daysリレーの実施

群馬県、群馬県警察及び当安協女性部が連携し、春と秋の全国交通安全運動中に実施する主要な施策である。

県内を4方面（中毛・東毛・西毛・北毛）に分けて、年ごとに地域を指定し、女性部と他関係機関で編成された「交通安全キャラバン」により、指定地域を巡回広報を実施するとともに、各地区で実施する街頭指導やショッピングママ作戦等の現場を回り、行事参加者への指導督励を行う。

(3) 交通の円滑化対策

ア 道路の適正使用

当安協は、道路交通法を根拠とする「交通安全活動推進センター」として、群馬県公安委員会から指定を受け、道路の適正な使用に関する広報啓発活動など、同センター事業の一環として実施している。

群馬県警察が外部委託している道路使用許可現地調査業務を当安協が受託し、県下全域における道路使用の許可条件の履行状況、工事又は作業終了後の原状回復措置状況など、調査員が現場に赴き条件の履行状況について調査を行い、交通の円滑化に寄与する。

イ 違法駐車 の 追放

慢性的な違法駐車の原因となる青空駐車（道路の車庫代わり駐車）は、適正な保管場所が確保されていないことに起因している。

当安協では、群馬県警察が外部委託している自動車保管場所の調査業務を受託し、調査の機会に違法駐車の一掃に関する啓発チラシを、可能な限り戸別配布するほか、家人への面接の機会を捉えて、違法駐車防止に関する啓発活動を行う。

(4) コンクールの実施

ア 交通安全写真コンクール

県民の交通安全意識の高揚と交通事故防止意識の徹底を図るため、県内で実施される各種の交通安全活動をテーマとした写真を募集するための「交通安全写真コンクール」事業を実施する。

優秀作品には、群馬県知事賞、群馬県警察本部長賞、群馬県交通安全協会理事長賞、上毛新聞社賞等の表彰を行い、交通安全活動の意識高揚と活発化を図るとともに、優秀作品は交通安全運動など使用する交通事故防止ポスター・チラシ等に活用する。

イ 高齢者交通事故防止ポスターコンクール

高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、県内在住の方から、高齢者交通事故防止に関するポスターを募集し、「高齢者交通事故防止ポスターコンクール」を実施する。

優秀作品には、群馬県知事賞、群馬県警察本部長賞、群馬県交通安全協会理事長賞及び上毛新聞社賞等の表彰を行うとともに、高齢者の交通事故防止の広報ポスターやチラシなどに活用し、効果的な啓発活動を図る。

(5) 交通安全用品の普及及び交通安全資器材の活用

反射材、高齢運転者標識（高齢者マーク）等の交通安全用品やT Sマーク及び交通安全関係書籍の普及促進を図り、交通事故防止に寄与する。

T Sマークは、自転車安全整備士が自転車を点検・整備し、自転車が安全な自転車であることを確認したとき、自転車に貼付されるシールであり、傷害保険及び賠償責任保険が付加されていることから、この制度の普及・促進を図る。

また、運転適性検査車「ふれあい号」等の有効活用を始め、交通安全D V

D・ビデオ、飲酒体験ゴーグル及び移動式交通信号機など、各種交通安全資器材の積極的な貸出しにより、県民の交通安全意識の向上に努める。

(6) 交通安全功労者及び優良自動車運転者の表彰

毎年、春・秋の全国交通安全運動期間中、各地区において開催される表彰式の際、交通事故防止のために顕著な功績のあった個人、団体及び多年にわたり安全運転を励行し、無事故・無違反を継続している優良運転者を対象に表彰をする。

このような各種の表彰を実施することで、模範運転の継続を顕彰することにより、交通事故防止に寄与する。

(7) 交通事故相談

各地区交通安全協会に経験を有する相談員を配置し、日々発生する交通事故の当事者からの交通事故相談に対して、被害者、加害者を問わず相談に応じ、当事者が背負う精神的、経済的負担等を考慮した誠実かつ公平な対応に努める。

また、日常の相談能力を向上させるため、交通事故相談員を各種研修会等へ派遣する。

(8) 支部活動

当協会の各種交通安全活動は、支部のボランティア活動により支えられている。各支部においては、交通安全教育、各種キャンペーン、交通安全運動等の地区交通安全協会事業に参画するとともに、通学路における学童指導、カーブミラーの清掃、お祭りなどの町内のイベント、交通安全パレードへの参加等、地域に密着したきめ細かな自主事業を行い、交通安全に対する県民意識の底上げを図る。

第2 運転者教育事業（公益目的事業2）

運転免許証の更新時における申請受付等の事務及び更新時講習、その他道路交通法に基づく各種講習の実施を通じて、運転者の交通安全意識の高揚、運転技術の向上と危険運転者の意識改善等を図り、交通事故防止に寄与するとともに、運転者教育事業に付随する証紙を販売して利便を図る。

1 更新時講習

- (1) 優良運転者講習
- (2) 一般運転者講習
- (3) 違反運転者講習
- (4) 初回更新者講習

2 停止処分者講習

3 違反者講習

4 原付講習

第3 運転免許取得希望者の育成及び訓練（収益事業1）

交通安全協会の直轄事業として、優秀な自動車運転者を育成し、交通事故のない安全で快適な交通社会づくりに寄与する。

1 自動車教習所事業

群馬県交通安全協会が経営する直轄教習所として、教習生の信頼に応え得る教習に努め、交通安全意識の高いドライバーを育成する。

2 大型特殊自動車、けん引自動車等練習及び講習事業

大型特殊自動車、けん引自動車の練習及びフォークリフト講習等を適正に推進するほか、高齢運転者の事故防止を目指し高齢者講習を実施する。

第4 その他、公益目的事業に資するための収益を目的とする事業（収益事業2）

1 群馬県収入証紙の販売

地域住民の利便を図るため、群馬県総合交通センター、各地区交通安全協会（渋川警察署等を含む。）、群馬県自動車教習所及び群馬県大型特殊自動車練習所の各窓口において、各種申請に必要な群馬県収入証紙の販売を行う。

2 各種申請用写真の撮影

3 運転免許証の郵送

更新者の利便を図るため、郵送希望者に対して、免許証の郵送業務を行う。

4 他団体の業務処理

各地区では、安管協議会、地交推やダンプカー協会などの事務局を置き、事務処理を行う。